

不要となった水銀含有ごみの拠点回収へご協力をお願いいたします

国の法律に基づき、水銀による環境汚染や健康被害を防止するため、ご家庭で使われなくなった水銀使用廃製品の拠点回収を平成30年9月から実施しています。

水銀含有ごみは、ごみ集積所への排出ができません。下記の収集場所に、専用回収ボックスを設置しておりますので、持ち運びいただきますようお願いいたします。

なお、事業所で使用された水銀含有ごみ（事業系ごみ）は拠点回収及び事業系一般廃棄物としての収集はできません。産業廃棄物収集業者へお尋ねください。

【対象品目】 水銀蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計

【収集場所】 市役所、若美支所及び各出張所

回収対象品目	水銀蛍光管		水銀体温計・水銀温度計・ 水銀血圧計
	水銀が使用されている製品は下表のとおり。		
	蛍光管の種類	品番の最初の記号	目視で金属水銀の封入が確認できるもの。
	直管形、環形、コンパクト形	F	
	電球形蛍光ランプ	E F	
	殺菌ランプ	G L	
H I Dランプ	B、N、M、L		
出し方	① 購入時の箱や容器に入れて、専用回収ボックスに入れてください。 ② 購入時の箱などが無い場合は、割れないように注意してください。		透明な袋に入れてから密閉し、専用回収ボックスに入れてください。
注意事項	白熱電球やLEDランプ、ハロゲンランプ、電子式体温計などは水銀未使用のため、燃えないごみとして排出してください。		

▼問い合わせ／生活環境課 環境安全班 24 - 9114